

海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の 実施について

(制定：令和8年1月13日国海員第323号)
(最終改正：令和8年2月6日国海員第364号)

1 基本訓練及び実技講習の内容

基本訓練（船員法等の一部を改正する法律（令和7年法律第32号）による改正後の船員法（昭和22年法律第100号）（以下「法」という。）第81条の2第1項又は第81条の3第1項に規定する基本訓練をいう。）及び実技講習（法第81条の3第3項、第81条の4又は第81条の5に規定する実技講習をいう。）は、1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「STCW条約」という。）附属書第6章第6-1規則及び1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約（以下「STCW-F条約」という。）附属書第3章第3-1規則に基づくものであり、STCW条約A-6/1節の2及びSTCW-F条約A-3/1節の1に規定されている訓練との対応関係は以下の通りである。

- ① 生存技術に関する教育訓練（以下「生存訓練」という。）（別表第1）
STCW条約コード表A-6-1-1及びSTCW-F条約コード表A-3-1-1「個々の生存技術」
- ② 消火技術に関する教育訓練（以下「消火訓練」という。）（別表第2）
STCW条約コード表A-6-1-2及びSTCW-F条約コード表A-3-1-2「防火及び消火」
- ③ 応急手当に関する教育訓練（以下「応急訓練」という。）（別表第3）
STCW条約コード表A-6-1-3及びSTCW-F条約コード表A-3-1-3「基本応急措置」
- ④ 個々の安全及び社会的責任に関する教育訓練（以下「安全社会訓練」という。）（別表第4）
STCW条約コード表A-6-1-4「個々の安全及び社会的責任」
- ⑤ 個々の安全及び社会的責任に関する事項及び漁具及び魚の梱包材の排出による海洋の汚染を防止するための措置その他海洋環境の保全及び漁ろうに従事する船舶の航行の安全に関する教育訓練（以下「安全社会訓練（漁ろう）」という。）（別表第4の2）
STCW-F条約コード表A-3-1-4「個々の安全及び社会的責任」

2 実技講習の対象者

- (1) 漁ろうに従事する船舶以外の船舶に乗り組む船員における実技講習の対象者

漁ろうに従事する船舶以外の船舶であって、遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする総トン数 20 トン以上の船舶（沿海区域を航行区域とする船舶であって平水区域から当該船舶の最強速力で二時間以内に往復できる区域のみを航行するものを除く。）に乗り組む、安全又は汚染防止措置の実施に係る職務の船員を対象とする。したがって、船内における防火部署又は退船部署に指名されている船員は全員を対象とする。

ただし、国際航海に従事しない船舶に乗り組む船員については、安全又は汚染防止措置の実施に係る職務の船員であって、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号。以下「職員法」という。）第 7 条に規定する海技免状を受有し職員として乗り組む者、法第 117 条の 2 に規定する航海当直部員又は法第 117 条の 3 に規定する危険物等取扱責任者として乗り組む者を対象とする。

(2) 漁ろうに従事する船舶に乗り組む船員における実技講習の対象者

漁ろうに従事する船舶であって、我が国の排他的経済水域、領海及び内水以外の区域において従業する国際総トン数 300 トン以上の船舶に乗り組むすべての船員を対象とする。

なお、国際トン数証書の有無にかかわらず、国際総トン数 300 トン以上に該当する船舶は対象となる。

3 基本訓練及び実技講習の実施等

(1) 基本訓練及び実技講習の実施

船舶所有者は、雇入契約後、乗り組む前までに、遅滞なく別表の内容に基づき基本訓練を実施及び実技講習を受講させなければならない。なお、急遽配乗する必要があり訓練を受けさせる時間的猶予が無い等、やむを得ない事情により受けさせることができない場合には、この限りでない。

(2) 海技免状を受有する者等の基本訓練実施の取扱い

① 海技免状を受有する者、登録船舶職員養成施設の修了証明書を受有する者、既に他船舶所有者が発給した基本訓練修了証を受有する者等に対しては、基本訓練について既に求められる能力の殆どを有していることから、以下訓練に関する個社特有の事項のみを補足実施する。

i) 応急訓練 必要に応じ、乗り組む船種等に応じた応急措置

ii) 安全社会訓練又は安全社会訓練（漁ろう） 非常時の手順、安全な作業のルール（業務手順）、船内における生活などの社内ルール、ハラスメント等の相談窓口

② STCW 条約附属書第 6 章第 6-1 規則に基づく基本訓練又は STCW-F 条約附属書第 3 章第 3-1 規則に基づく基本訓練を修了し、STCW 条約締約国又は STCW-F 条約締約国が発給した各条約に適合する基本訓練の修了に関する有効な証明書を受有している者についても、①と同様に個社特有の事項を補足実施する。また、STCW 条約締約国が発給した証明書の内容に、別表第 4 中⑦が含まれていない場合には、別途当該部分

の訓練を実施すること。

- ③ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第18条第4項第2号ロに規定する科目を修了した者又は同号イに規定する漁ろう操船講習を修了した者又は漁ろうに従事する船舶に乗り組んだ履歴がある者に対しては、安全社会訓練（漁ろう）の別表第4の2③及び⑤の実施を要しない。

4 基本訓練修了証の発給

船舶所有者は、基本訓練を修了したと認められる者に対して、基本訓練修了証（漁ろうに従事する船舶以外の船舶に乗り組む船員であって、特定雇入契約以外の雇入契約を締結した船員に対しては第一号書式、特定雇入契約を締結した船員に対しては第二号書式、漁ろうに従事する船舶に乗り組む船員であって特定雇入契約以外の雇入契約を締結した船員に対しては第一号の二書式、特定雇入契約を締結した船員に対しては第二号の二書式）を発給する。

特定雇入契約を締結した船員に係る基本訓練修了証については、必要に応じ、当該者の実技講習の修了状況を確認の上、漁ろうに従事する船舶以外の船舶に乗り組む船員に対しては第三号書式、漁ろうに従事する船舶に乗り組む船員に対しては第三号の二書式により、実技講習の修了を含めた形で基本訓練修了証を発給して差し支えない。

また、国際航海に従事しない船舶にのみ乗り組む船員に対して発給する基本訓練修了証については、英文の併記及び押印を省略することができる。

なお、各修了証発給対象者が住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏（以下「旧姓」という。）の併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で当該旧姓を記載すること。

5 基本訓練及び実技講習の記録

- (1) 基本訓練記録簿又は基本訓練・実技講習記録簿の作成及び備置き

船舶所有者は、基本訓練記録簿（別記様式1）又は基本訓練・実技講習記録簿（別記様式2）により、各船員に対する基本訓練及び実技講習、職員法第4条第2項に規定する登録海技免許講習のうち救命講習若しくは機関救命講習又は消火講習又はSTCW条約締約国におけるSTCW条約附属書第6章第6-1規則に基づく基本訓練若しくはSTCW-F条約締約国におけるSTCW-F条約附属書第3章第3-1規則に基づく基本訓練又は7(3)に規定する登録消防講習（以下「実技講習等」という。）の実施（受講）及び修了証の交付状況を記録し、実技講習の対象船員については、5年ごとの実技講習の受講状況を把握管理すること。

なお、上記記録簿は、随時閲覧できるよう本紙又は写しを船舶所有者の主たる労務管理を行う事務所に備え置くこと。

- (2) 基本訓練・実技講習記録簿の提出

漁ろうに従事する船舶以外の船舶に乗り組む船員であって特定雇入契

約を締結した船員の船舶所有者は、毎年、基本訓練・実技講習記録簿（別記様式2）について、前年度分の基本訓練・実技講習記録簿を、4月末日までに管轄する地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の基本訓練担当窓口へ提出すること。

(3) 資質基準システム運用マニュアルの作成及び提出

漁ろうに従事する船舶以外の船舶に乗り組む船員であって特定雇入契約を締結した船員の船舶所有者は、基本訓練を実施又は実技講習を受講させるに当たり、STCW条約第1-8規則に基づく資質基準制度に係る資質基準システム運用マニュアルを作成し、これを(2)による基本訓練・実技講習記録簿の提出とあわせて管轄する地方運輸局の基本訓練担当窓口へ提出すること。同マニュアルに変更があった場合も同様とする。

6 実技講習修了証明書の発給等

(1) 実技講習修了証明書の発給

登録実技講習機関（法第83条の2又は第83条の17により登録を受けたものをいう。以下同じ。）は、生存講習を修了した者に対して生存講習修了証明書（第四号書式）、消火講習を修了した者に対して消火講習修了証明書（第五号書式）を発給する。

また、国際航海に従事しない船舶にのみ乗り組む船員に対して発給する実技講習修了証明書（生存講習修了証明書及び消火講習修了証明書をいう。以下同じ。）については、英文の併記を省略することができる。

なお、各修了証明書発給対象者が住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏（以下「旧姓」という。）の併記を希望する場合は、氏と名の間に括弧を付した上で当該旧姓を記載すること。

(2) 実技講習修了証明書交付記録簿の作成及び提出

登録実技講習機関は、実技講習修了証明書交付記録簿（別記様式3）を作成し、実技講習修了証明書の交付状況を記録し、前年度分の実技講習修了証明書交付記録簿を、6月末日までに国土交通省海事局船員政策課へ提出すること。

7 実技講習における訓練の一部代替等

(1) 視聴覚教材による代替

国際航海に従事しない船舶に乗り組む者については、船舶の設備要件を勘案し、法律等により設置・搭載が義務づけられていない等の設備にかかる訓練事項であり、別表第1又は別表第2に記載があるものについては、視聴覚教材を用いた講義をもって実技講習に代えることができる。この場合、実技講習修了証明書の備考にその旨を記載すること。なお、視聴覚教材は実技講習の内容を網羅的に満たす効果的なものであるものとし、内容につき国土交通省海事局船員政策課（以下「船員政策課」という。）の確認を受けること。

(2) 健康上の理由により実技講習の実施が困難な者の取扱い

健康上の理由により、一部の实技講習の実施が困難である者については、事故防止のために必要な限度において、実技講習の一部を他者の訓練の見学等に代えること（例：骨折のおそれのある高齢者については、生存講習での飛び込みを通常よりも低い位置からの飛び込みや見学に代えることや呼吸器疾患のある者については消火講習でのホースでの消火を煙の影響の少ない位置でのホース員としての参加や見学に代えること等）ができる。この場合、実技講習を実施する者は、実技講習を行わない正当な健康上の理由が存することにつき、医師の診断書又は船舶所有者からの申出書等により確認することとする。

(3) 登録消防講習の取扱い

法第 117 条の 3 に基づく危険物等取扱責任者の認定を受けることを目的として過去 5 年以内に受講した登録消防講習（船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）第 77 条の 6 の 2 及び第 77 条の 6 の 3 の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。）については、消火講習として認める。

8 実技講習の一定の期間中の取扱い

(1) 漁ろうに従事する船舶以外の船舶であって、国際航海に従事しない船舶に乗り組む船員（(2)を除く。）

- ① 実技講習の対象となる船員について、別途定める船員手帳の有効期間に応じた期日までの間、生存講習及び消火講習に関して、船上における実習及び 7 (1) に規定する視聴覚教材を用いた講義の受講により実技講習として認める。これらの実施について、国が確認した者に対して別途定める書式により証明書を発給する。また、船舶所有者は、応急訓練及び安全社会訓練を含めて、基本訓練修了証（第一号書式）を発給するものとする。
- ② 基準日（令和 4 年 3 月 1 日をいう。以下同じ。）以降に船員手帳の再交付又は書き換えを受けた者の船員手帳の有効期間については、次の第 1 表又は第 2 表の左欄に掲げる再交付等を受けた船員の区分に応じ、それぞれ第 1 表又は第 2 表の右欄に掲げる有効期間を「船員手帳の有効期間」とみなして取り扱うこととする。

第 1 表 近海区域を航行区域とする総トン数 20 トン以上の船舶に乗り組む船員

再交付等を受けた船員の区分	書換え等を受けた場合の有効期間
基準日に受有している船員手帳の有効期間の満了日が 2022 年 3 月 31 日以前の船員	書換え後又は再交付後の船員手帳の有効期間
基準日に受有している船員手帳の有効期間の満了日が 2022	書換え前又は再交付前の船員手帳の有効期間

年 4 月 1 日以降の船員	
----------------	--

第 2 表 沿海区域（限定沿海区域を除く）を航行区域とする総トン数 20 トン以上の船舶に乗り組む船員

再交付等を受けた船員の区分	書換え等を受けた場合の有効期間
基準日に受有している船員手帳の有効期間の満了日が 2024 年 3 月 31 日以前の船員	書換え後又は再交付後の船員手帳の有効期間
基準日に受有している船員手帳の有効期間の満了日が 2024 年 4 月 1 日以降の船員	書換え前又は再交付前の船員手帳の有効期間

- (2) 第三種漁船（漁船特殊規則（昭和九年逓信省・農林省令）第五条第四号又は第五号に掲げる業務に従事する漁船（以下「第三種漁船」という。）に乗り組む船員

実技講習の対象となる船員について、別途定める期日までの間、生存講習及び消火講習に関して、船上における実習及び 7 (1) に規定する視聴覚教材を用いた講義により実技講習として認める。これらの実施について、国が確認した者に対して別途定める書式により証明書を発給する。また、船舶所有者は、応急訓練及び安全社会訓練を含めて、基本訓練修了証（第一号書式）を発給するものとする。

- (3) 漁ろうに従事する船舶に乗り組む船員

船舶所有者は、別途定める期日までの間、生存講習及び消火講習に関して、船上における実習及び 7 (1) に規定する視聴覚教材を用いた講義により実技講習として認める。これらの実施について、国が確認した者に対して別途定める書式により証明書を発給する。また、船舶所有者は、応急訓練及び安全社会訓練（漁ろう）を含めて、基本訓練修了証（第一号の二書式）を発給するものとする。

- (4) 一定の期間中の訓練の記録

船舶所有者は、(1) から (3) により実施した訓練の実施状況について、基本訓練・実技講習記録簿（別記様式 2）に記載するものとする。

9 雇入届出における確認

- (1) 船舶所有者は、雇入契約後、法に基づく雇入契約の成立の届出をしようとするときは、届出の際に以下の書類を添付すること。

- ① 基本訓練修了証
- ② 実技講習等を修了している者に関しての届出の際には、実技講習修了証明書（7 (3) を含む。）又は登録海技免許講習のうち救命講習若しくは機関救命講習及び消火講習の課程を修了した旨の証明書又は STCW 条約の締約国若しくは STCW-F 条約の締約国が発給した生存講習及び消火講習に相当する課程を修了した旨の証明書（いずれも乗船日前 5 年以内に課程を

修了したものに限る。)

- (2) 漁ろうに従事する船舶であって、我が国の排他的経済水域、領海及び内水以外の区域において従業する船舶の船舶所有者は、当該船舶に乗り組む船員に関しての届出の際には、雇入届出書の「航行区域又は従業制限及び従業区域」欄に、従業制限及び従業区域のほか「EEZ 外」と記載するものとする。
- (3) 地方運輸局（運輸監理部及び指定市町村を含む。以下同じ。）は、上記雇入契約の成立の届出において、基本訓練修了証及び実技講習修了証明書等を確認したうえで届出を受理するものとする。
- (4) 既に令和8年2月14日（以下「施行日」という。）前に一括届出及び登録届出の許可を受けている船舶所有者においては、遅滞なく、施行日以降に下船するタイミング等で基本訓練を実施又は実技講習を受講させ、施行日以降4か月以内に基本訓練記録簿（別記様式1）又は基本訓練・実技講習記録簿（別記様式2）を運輸局へメール送付すること。ただし、やむを得ない事情により基本訓練を実施できない又は実技講習を受講させることができない場合には、この限りでない。

附 則

1. 本通達は、施行日より適用し、「船員労働安全衛生規則第11条1項に基づく安全衛生に関する教育及び訓練について（平成9年1月27日付海基第37号）」、「STCW条約の改正に伴う船員労働安全衛生規則第11条第1項に基づく安全衛生に関する教育及び訓練の実施について（通知）（平成23年12月2日付国海運第117号の2）」、「STCW条約第6章第1規則を担保するための船員労働安全衛生規則第11条第1項に基づく教育及び訓練の実施について（令和2年4月13日国海員第14号）」（以下「14号通達」という。）、「STCW条約第6章第1規則に定める基本訓練の実施について（令和2年4月13日国海員第15号）」及び「STCW条約第6章第1規則を担保するための船員労働安全衛生規則第11条第1項に基づく教育及び訓練の実施について（令和2年4月13日付け国海員第14号）」別表第1の講師の要件として規定する「講師の知識及び能力の確保・維持のための研修」に関する基準（令和2年8月4日付け国海員第141号）」は施行日をもって廃止する。ただし、14号通達に規定している習熟訓練については、従前の例による。
2. 14号通達により、既に発給されている基本訓練修了証（第一号の二書式によるものに限る）は、本通達4に規定する基本訓練修了証とみなす。
3. 14号通達により、既に発給されている技能証明書（第二号書式）は、本通達6に規定する生存講習修了証明書又は消火講習修了証明書とみなす。
4. 14号通達により、既に作成した基本訓練実施記録簿及び交付記録簿は、引き続き、これを有効なものとして取り扱うことができる。なお、施行日以降は本通達に定める基本訓練記録簿又は基本訓練・実技講習記録簿を使用する

こと。

5. 漁ろうに従事する船舶以外の船舶に乗り組む船員であって、施行日前に従前の例により基本訓練を修了している者又は海技免状受有者特例適用者については、施行日以降初めて船舶に乗り組む前までに、別表第4中⑦の訓練を実施し、第一号書式又は第二号書式による基本訓練修了証を発給するものとする。
6. 漁ろうに従事する船舶に乗り組む船員であって、施行日前に14号通達に準拠し基本訓練を実施し、基本訓練修了証及び技能証明書を発給した場合には、当該基本訓練修了証及び技能証明書を、本通達4に規定する基本訓練修了証及び本通達6に規定する生存講習修了証明書又は消火講習修了証明書とみなす。なお、当該基本訓練修了証及び技能証明書については、船舶所有者が任意で、第三号の二書式により再発給することができる。
7. 施行日前に従前の例により基本訓練を実施し、訓練を修了したと認められる者に対して発給する証明書として、第六号書式を使用することができる。
8. 施行日前に14号通達4(5)に基づき確認を受けた視聴覚教材については、7(1)の確認を受けたものとみなす。
9. 施行日前に14号通達に基づき実地訓練機関による実技講習に相当する訓練を受けている場合には、9の雇入届出の際、実地訓練機関による訓練の受講証明書又は船舶所有者による技能証明書を提出すること。

別表第1 (生存訓練)

	訓練事項詳細		訓練目的 (IMO Model Course1.19)	生存訓練の基準詳細	訓練基準の考え方(補足) (訓練手引書の記載)	実技講習における 施設、設備及び機材 並びに教材
	条約における科目・ 能力の証明方法 (W条約表 A-6-1-1) (F条約表 A-3-1-1)					
1 船舷から水面への安全な飛び降り方に関する事	①	.3 高所から海中への安全な飛び込み	高所から水中に安全に飛び込むことができること。	<ul style="list-style-type: none"> ・落水時に怪我をしないように、正しい姿勢(片手で鼻・口を保護する、両腕で胴衣を押さえる、両脚が開かないようクロスさせる)で水中に飛び込む。救命胴衣やイマーシヨンスーツを着用した状態で可。 ・着水時のショックを軽減できる正しい飛び込み姿勢の習得が目的であるため、適切な姿勢がとれているかを確認すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ○両足をクロスさせるのは、着水時の股関節への衝撃を回避するため。 ○プール等の施設の水深も踏まえつつ、姿勢を確保出来る高さを設定すること。 	水中へ安全に飛び込み及び遊泳ができる十分な深度を有するプール又は水域(以下、「プール又は水域」) 救命胴衣
2 救命いかだ(艀装品を含む。)、救命胴衣、信号装置及び救命用の無線設備の使用方法に関する事	②	.1 救命胴衣の着用	救命胴衣を着用できること。	<ul style="list-style-type: none"> ・一人で、迅速(1分以内)に、正しく装着する。 ・最新の情報(2010年7月1日に発効した改正LSAコード)に基づき、救命胴衣の備品(笛、胴衣灯、連結紐、引揚索)等の機能・使用方法について理解する。 		救命胴衣
	③	.2 イマーシヨンスーツの着用と使用	イマーシヨンスーツを着用し使用できること。	<ul style="list-style-type: none"> ・一人で、迅速(2分以内)に、正しく装着する。 ・正しく装着した状態で、歩き回る、正しい姿勢で水中に飛び込む等の行為を行う。 ・イマーシヨンスーツの搭載を義務付けられていない船舶に乗組む者にあつては、視聴覚機材による講義に代えることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○着用時間2分間には、格納庫から取り出して配置場所に置くまでの時間は含まない。 ○船員法上の訓練手引書(船員災害防止協会作成)では、援助なく2分間で着用できる特徴があると記載されている。 	プール又は水域 イマーシヨンスーツ
	④	.4 救命胴衣着用時の反転した救命いかだの復正	救命胴衣を着用して反転した救命いかだを復正することができること。	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な手順・動作で、反転した救命いかだを復正する。(救命胴衣を着用した状態では、いかだ復正時に、いかだの下からスムーズな脱出ができないリスクが高まることに留意し、可能であれば、救命胴衣を着用した状態で行う。) ・救命いかだの搭載を義務付けられていない船舶(自動復原式又は両面式救命いかだのみを有する船舶を含む)に乗組む者にあつては、視聴覚機材による講義に代えることができる。 		プール又は水域 救命胴衣 救命いかだ(ライフラフト)
	⑤	.5 救命胴衣を着用して泳ぐこと	救命胴衣を着用して泳ぐことができること。	<ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣を着用した状態で、安定して浮く。その後、近くの目標物に向かって移動する。 ・同時に訓練を受講する者の人数により可能な場合には、捜索隊からの発見を容易にする、さらには負傷者等を保護する観点から、集団密集隊形を組む(離れ離れにならないように腕・脚を抱え合った状態で浮く)、集団移動隊形で移動(列を作り、近くの目標物に向かって移動)する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○集団密集隊形による移動は、同時に多数の受講生が本訓練を実施する等、可能な場合に行うことで差し支えない。 	プール又は水域 救命胴衣
	⑥	.6 救命胴衣を着用しないで浮いていること	救命胴衣を着用せずに浮いた状態	<ul style="list-style-type: none"> ・救命胴衣を着用しない状態で、「背浮き」を行い、安定して呼吸できることを 	<ul style="list-style-type: none"> ○「背浮き」姿勢の実施は、海中に飛び込んだ場合の呼 	プール又は水域

別表第1 (生存訓練)

		態を維持できること。	確認する。自分の体重・体型に合った背浮きの姿勢を理解する。	吸確保を図るという訓練の目的上、基本中の基本。 ○訓練手引書には、あおむけになり手足をゆっくり動かし浮遊すること、立ち泳ぎはかなり運動量が多いので好ましくない旨記載されている。	
⑦	.7 救命胴衣を着用して船舶及び水中から救命艇及び救命いかだに乗り込むこと	救命胴衣を着用して船舶および水中から生存艇に乗り込むことができること。	・救命胴衣を着用した状態で、正しい手順・動作で、救命艇又は救命いかだに乗り込む。 ・船舶からの救命艇への乗り込みは、ダビッドに格納された状態で行う。 ・救命いかだの搭載を義務付けられていない船舶に乗組む者にとっては、視聴覚機材による講義に代えることができる。		プール又は水域 救命胴衣 救命艇又は救命いかだ(ライフラフト)
⑧	.8 生存の可能性を向上させるために救命用の端艇及びいかだの上で初期行動を行うこと	生存の可能性を向上させるために生存艇上で初期行動を行うことができること。	・救命艇又は救命いかだに乗り込み、行動指導書に従って、初期行動(速やかに離船するための行動等)を実施する。 ・救命いかだの搭載を義務付けられていない船舶に乗組む者にとっては、視聴覚機材による講義に代えることができる。	○初期行動の内容と実施手法について理解できれば、必ずしも訓練に参加する全員が個別の行動をすべて実施しなくともよい。 ○訓練手引書では、あかくみでの水分除去、ふいごによる充気、集団作業の原則、飲料水や食糧の配給、雨水の確保、交替による見張り等について記載	救命用の端艇又は救命いかだ(ライフラフト)
⑨	.9 シーアンカーの使用	シーアンカーを流すことができること。	・シーアンカーの正しい使用方法と機能(どの程度かの水中抵抗力があるのか等)を理解する。救命艇・救命いかだの中で行わなくてよい。 ・救命いかだの搭載を義務付けられていない船舶に乗組む者にとっては、視聴覚機材による講義に代えることができる。	○使用方法と機能について理解できれば、必ずしも訓練に参加する全員が投入を行わずともよい。 ○救命艇やいかだの中からの投入でなくともよい。 ○訓練手引書では、膨張式救命いかだについて、予備のシーアンカーも投入する旨記載されている。	シーアンカー
⑩	.10 救命艇の端艇及びいかだの備品の操作	生存艇の備品の操作ができること。	・救命艇又は救命いかだに乗り込み、備品の確認及び操作を行う。	○備品の内容と使用方法について理解できれば、必ずしも訓練に参加する全員が確認と操作を行わずともよい。 ○訓練手引書では、艀装品について備品確認、浮き輪、安全ナイフの使用方法等について記載。	救命用の端艇又は救命いかだ(ライフラフト)の備品
⑪	.11 無線設備を含む位置を知らせる装置の操作	無線設備を含む位置指示装置の操作ができること。	・無線設備、無線装置、信号類の操作方法・取扱い方法について理解する。	○無線設備等の操作方法について理解できれば、必ずしも訓練に参加する全員が操作を行わずともよい。 ○訓練手引書では、救命艇等の艀装品である落下さん付信号、信号紅炎等の使用方法について記載。	無線装置又は無線設備

注) ⑧⑨⑩⑪に掲げる事項については、一部の者の実施をもって訓練を行ったものとみなすことができる。

注) ①⑦⑧⑨⑩⑪に掲げる事項について、船内における操練や訓練の履歴をもって代えることができる。その他、国土交通省において適当と認める場合にはこの限りでない。

注) 生存訓練に係る実技講習は、上記の基準のほか、別添「生存訓練及び消火訓練の確認／実施心得」に沿って行うこと。

別表第2 (消火訓練)

	訓練事項詳細		訓練目的 (IMO Model Course 1.20)	消火訓練の基準詳細	訓練基準の考え方(補足) (訓練手引書の記載)	実技講習における 施設、設備及び機材 並びに教材
	条約における科目・ 能力の証明方法 (W条約表 A-6-1-2) (F条約表 A-3-1-2)					
1 火災の化学的性質に関する こと 2 火災の消火活動及び消防設備の使用 方法に関すること	①	.1 各種持ち運び式消火器の使用	各種持ち運び式消火器が使用できること。	・各種(粉末、CO2、泡)の持ち運び式消火器を全種類使用する。(5 と同時で可)		持ち運び式消火器(粉末式、二酸化炭素式及び泡式)
	②	.2 自蔵式呼吸具の使用	自蔵式呼吸具が使用できること。	・呼吸具を正しく装着し、呼吸を行う。 ・呼吸具の搭載が義務付けられていない船舶に乗組む者にあつては、視聴覚機材による講義に代えることができる。		自蔵式呼吸具
	③	.3 小規模火災の消火(例えば、電気火災、油火災、プロパン火災)	小規模火災の消火ができること。(例えば、電気火災、油火災、プロパン火災)	・油等の実際の小規模火災を、持ち運び式消火器等で消火(初期消火)する。(5 と同時で可)		小規模火災の消火訓練に必要な火元となるもの 持ち運び式消火器等
	④	.4 大規模火災の水による噴射(jet)及び噴射(spray)ノズルを用いた消火	大規模火災を射水・水霧ノズルを用いた水による消火ができること。	・隊を組み、隊長の指示に従い、水ホース(ジェット水流及びスプレー水流)で、火元に向かって射水する。 ・少なくとも一度は放水の最前列(消火ホース若しくはアプリケーションのノズルマン)での消火を行うこと。 ・射水設備の搭載が義務付けられていない船舶に乗組む者にあつては、視聴覚機材による講義に代えることができる。 ・アプリケーションの搭載が義務付けられていない船舶に乗り込む者にあつては、アプリケーションなしでの消火も可。	○訓練手引書では、ノズル員、同補助者、ホース員の最低3名により、本格消火としてアプリケーションを使用して水霧と直射水による消火効果、消火作業の手順について記載。	大規模火災の消火訓練に必要な火元となるもの 消火設備であつて、射水及び水霧ノズルを有するもの
	⑤	.5 泡、粉末又は他の適切な化学薬剤による消火	泡、粉末又は他の適切な化学薬剤による消火ができること。	・普通火災、油火災、電気火災にそれぞれ適した消火剤の違いを理解した上で、各種(粉末・CO2・泡)の持ち運び式消火器を使う。	○訓練手引書では、液体・泡・炭酸ガス・粉末消火器の分類特性と使用法について記載。	持ち運び式消火器(粉末式、二酸化炭素式及び泡式)
2 火災の消火活動及び消防設備の使用 方法に関すること	⑥	.6 高発泡率の泡が注入された区域への呼吸具を装着することなく命綱だけでの進入及び通過	呼吸具を装着せずに命綱を用いて高膨張泡が入った区域への進入及び通過ができること。	・鎮火後の要救助者の搜索を想定し、高発泡率の泡(.5 で行った噴射後の泡消火剤で可)の上を、滑って転ばないように歩く。	○5. で実施した泡消火が散布された状態で歩行すればよく、高発泡率の泡の注入が現実的ではない場合には必ずしも実施する必要はない。	泡が注入された区画
	⑦	.7 煙の充満した閉鎖区域における自蔵式呼吸具を装着しての消火活動	煙の充満した閉鎖区域内で自蔵式呼吸具を装着し消火活動ができること。	・呼吸具を装着し、かつ、視界が制限された状態で、消火器を使用する。 ・呼吸具の搭載が義務付けられていない船舶に乗組む者にあつては、視聴覚機材による講義に代えることができる。		煙の充満した閉鎖区域 炎及び大量の煙の充満した居住区又は機関室を模した区域
	⑧	.8 炎及び大量の煙の充満した居住区(船室)又は模擬機関室内における霧状水又は他の適切な消火剤による消	炎及び大量の煙が充満した居住区又は模擬機関室内における水霧又は他の適切	・視界が一部制限された状態で、消火器を使用する。(7 と同時で可) ・スモークマシーン等を使用し、煙を作ることも可		大量の煙の充満した居住区又は模擬機関室

別表第2 (消火訓練)

		火	な消火剤による消火ができること。			
	⑨	.9 霧放射器 (fog applicator) 及び噴射 (spray)ノズル、乾燥化学薬品粉末又は泡放射器による油火災の消火	<p>アプリケーションノズルおよび水霧ノズル、又は粉末消火薬剤もしくは泡放射器による油火災の消火ができること。</p>	<p>・実際の油火災を、水放射(2列で隊を組み、アプリケーションノズルによる噴霧で消火隊全体を保護しつつ、噴射ノズルで火元を狙う)、粉末又は泡で消火する。 (水放射による消火は、.4と同時で可) (粉末・泡による消火は、.5 と同時で可)</p> <p>・射水設備の搭載が義務付けられていないを有さない船舶に乗組む者にあつては、視聴覚機材による講義に代えることができる。</p> <p>・アプリケーションの搭載が義務付けられていない船舶に乗り込む者にあつては、アプリケーションなしでの消火も可。</p>	<p>①油火災のような高熱量火災が船舶内の密閉空間で発生した場合、いかに消火隊が火災の輻射熱から身を守りつつ火元に近接することが重要であり、1列がアプリケーションノズルでの散水で周囲を冷却し消火隊を防御しつつ、もう1列が直射水により消火を行うことが必要。</p> <p>②特に海保の支援が得られない外航船では上記が重要。</p> <p>③各社操練においては、2条の射水が実施されている。</p> <p>④射水消火装置消火ポンプの要件上も、火災区域で射程12m2条の射水を送れることと規定されている。</p>	霧放射器、噴射ノズル及び乾燥化学薬品粉末又は泡放射器
3 火災現場における救助活動に関すること	⑩	.10 煙の充満した区域において呼吸具を装着しての救助の実施	<p>呼吸具を装着して、煙の充満した区域において救助ができること。</p>	<p>・視界が一部制限された状態で、人形あるいは人を模した物を、担いで動かす。</p> <p>・呼吸具の搭載が義務付けられていない船舶に乗組む者にあつては、視聴覚機材による講義に代えることができる。</p>		<p>煙の充満した区域</p> <p>呼吸具</p> <p>人形あるいは人を模したもの</p>

注)②⑩に掲げる事項について、船内における操練や訓練の履歴をもって代えることができる。その他、国土交通省において適当と認める場合にはこの限りでない。

注)消火訓練に係る実技講習は、上記の基準のほか、別添「生存訓練及び消火訓練の確認／実施心得」に沿って行い、「船内の防火組織」「火災探知措置及び火災警報装置」についても教育すること。

別表第3 (応急訓練)

	訓練事項詳細		訓練目的 (IMO Model Course1.13)	応急訓練の基準詳細	訓練基準の考え方(補足) (訓練手引書の記載)	教材
	条約における科目・能力 の証明方法 (W条約表 A-6-1-3) (F条約表 A-3-1-3)					
1 負傷者に対する応急処置に関すること 2 人体の構造及び機能に関すること	①	.1 事故又はその他の身体の緊急事態発生の際に応急措置を施すこと	事故又はその他の身体の緊急事態発生の際に応急措置を施すこと	負傷者及び自己の安全を脅かす脅威に対する処置の判断 人体構造及び機能の認識 次の能力を含む非常事態に取るべき応急処置に関する理解 . 1 負傷者の姿勢 . 2 蘇生技術の適用 . 3 出血措置 . 4 基本的なショック時の適切な処置 . 5 感電事故を含む火傷の適切な処置 . 6 負傷者の救助及び移送 . 7 包帯を即席で作ること、救急箱内の物品の使用	6 応急手当 応急医療具の管理と使用方法の熟知 6-1 止血 (1) 圧迫止血法 (2) 動脈止血法 (3) 止血体による止血法 6-2 溺者に対する処置 (1) 呼吸の有無 (2) 人工呼吸 6-3 骨折に対する処置 6-4 火傷に対する処置 6-5 ショックに対する処置	医薬品、衛生用品、日本船舶医療便覧等

注) 必要に応じて、個社特有の事項を補足すること。

別表第4 (安全社会訓練)

	訓練事項詳細		訓練目的 (IMO Model Course1.21)	安全社会訓練の基準詳細	訓練基準の考え方(補足) (訓練手引書の記載)	教材
		条約における科目・ 能力の証明方法 (W条約表 A-6-1-4)				
1 船舶の衝突、 火災、沈没その 他の非常事態へ の対応に関する こと 2 避難路並び に船内通信及び 警報装置に関する こと	①	.1 非常時の手順の遵 守ができること	非常時の手順 の遵守ができる こと	衝突、火災、沈没等発生する可能性のある非常 事態の種類 非常事態に対応するための船内非常配置計 画に関する知識 非常信号と非常配置表中の乗組員に割り当 てられた特定の任務:非常部署、個々の安全 設備の正しい使用 火災、衝突、沈没及び船内への浸透を含む潜 在する非常事態の発見に関して取るべき措置 非常警報信号を聴いた際に取りべき措置 訓練及び操練の必要性 避難路並びに船内通信及び警報装置に関する 知識	[1] 生存対策及び救命設備 I 生存維持の概要 3 操練及び訓練の重要性 4 操練 5 船上教育及び船上訓練 6 非常配置表 II 退船 1 退船にいたるまでの作業 2 退船作業 3 退船直後の作業 [2] 船舶火災への対応 VI 火災探査装置及び手動警 報装置	テキスト(適宜)
3 船内における 作業の安全に関 すること	②	.3 安全な作業の実施 を遵守できること	安全な作業の実 施を遵守できる こと	常に忠実に完全作業を実施することの重要性 船内の潜在的な危険に対して有用な安全と防 護装置 閉鎖区域に入る際に取りべき予防措置 事故防止と職業上の健康に関する国際的対 策の習熟	[2] 生存対策及び救命設備 I 生存維持の概要 3 操練及び訓練の重要性 4 操練 5 船上教育及び船上訓練	
4 海洋汚染の 防止に関するこ と	③	.2 海洋環境の汚染防 止のための予防措置 がとれること	海洋環境の汚 染防止のための 予防措置がとれ ること	海運が海洋環境に与える影響及び運航上の 理由又は予期せずに起こる汚染が海洋環境 に対して及ぼす結果に関する基礎知識 基本的な環境保護のための手順 海洋環境の複雑性及び多様性に関する基礎 知識		
5 船員の疲労 の軽減に関する こと	④	.7 疲労防止を理解し 必要な措置を取る こと	疲労防止を理 解し必要な措 置を取る こと	必要な休息を確保することの重要性 睡眠、スケジュール及び24時間周期の体内リ ズムが疲労に対してもつ効果 物理的なストレス因子が船員に与える影響 スケジュール変更が船員の疲労に与える影響		
6 船内における 効果的なコミュ ニケーションに 関すること	⑤	.4 船内の効果的なコ ミュニケーションに 貢献すること	船内の効果的 なコミュニケーション に貢献する こと	船内における個人間及びチーム間の効果 的なコミュニケーションについての原則及びそれ らを妨げる障壁についての理解 効果的なコミュニケーションを確立、維持する 能力		
	⑥	.5 船内の良好な人間 関係に貢献すること	船内の良好な 人間関係に貢献 すること	船内における良好な人間関係及び作業環 境の維持の重要性		

別表第4 (安全社会訓練)

				<p>争いごとの解決を含む共同作業の基本的な原則及び慣行</p> <p>社会的責任 雇用状態(船上での雇用又は従業の条件) 個人の権利と義務 薬物及びアルコールの乱用の危険</p>	
7 船内における暴力、いじめ及びハラスメントの防止対策に関すること	⑦	6 性的暴行やセクハラを含む、いじめやハラスメントの防止及び対応に貢献すること	性的暴行やセクハラを含む、いじめやハラスメントの防止及び対応に貢献すること	<p>暴力とハラスメントの防止</p> <p>セクハラやいじめ、性的暴行を含む暴力とハラスメントと継続的な被害に関する基礎知識と理解</p> <p>セクハラやいじめ、性的暴行を含む暴力とハラスメントが、被害者、加害者、傍観者、関係者にもたらす結果とその安全への影響、健康及び福祉に関する基礎知識と理解</p> <p>職務上の力関係や差別、ストレス、孤立、疲労、薬物、アルコールがセクハラやいじめ、性的暴行を含む暴力とハラスメントにつながる強制的な状況を生み出す可能性があることを理解</p> <p>暴力やハラスメントへの対応</p> <p>セクハラやいじめ、性的暴行を含む暴力とハラスメントを特定する能力</p> <p>セクハラやいじめ、性的暴行を含む暴力とハラスメントを防止、介入、報告するために取るべき措置に関する基礎知識</p> <p>心理的トラウマ(トラウマ・インフォームド・レスポンス)の基本原則及び被害者、目撃者、自分自身への適切な支援方法の理解</p>	

注)いずれも、個社特有の事項を補足すること。

別表第4の2 (安全社会訓練 (漁ろう))

	訓練事項詳細		訓練目的 (IMO Model Course1.21)	安全社会訓練(漁ろう)の基準詳細	訓練基準の考え方(補足) (訓練手引書の記載)	教材
	条約における科目・ 能力の証明方法 (F条約表 A-3-1-4)					
<p>第四号</p> <p>1 船舶の衝突、火災、沈没その他の非常事態への対応に関すること</p> <p>2 避難路並びに船内通信及び警報装置に関すること</p>	①	.1 非常時の手順の遵守ができること	非常時の手順の遵守ができること	<p>衝突、火災、沈没等発生する可能性のある非常事態の種類</p> <p>非常事態に対応するための船内非常配置計画に関する知識</p> <p>非常信号と非常配置表中の乗組員に割り当てられた特定の任務:非常部署、個々の安全設備の正しい使用</p> <p>火災、衝突、沈没及び船内への浸透を含む潜在する非常事態の発見に関して取るべき措置</p> <p>非常警報信号を聴いた際に取るべき措置</p> <p>訓練及び操練の必要性</p> <p>避難路並びに船内通信及び警報装置に関する知識</p>	<p>[1] 生存対策及び救命設備</p> <p>I 生存維持の概要</p> <p>3 操練及び訓練の重要性</p> <p>4 操練</p> <p>5 船上教育及び船上訓練</p> <p>6 非常配置表</p> <p>II 退船</p> <p>1 退船にいたるまでの作業</p> <p>2 退船作業</p> <p>3 退船直後の作業</p> <p>[2] 船舶火災への対応</p> <p>VI 火災探査装置及び手動警報装置</p>	テキスト(適宜)
<p>第四号</p> <p>3 船内における作業の安全に関すること</p> <p>第五号</p> <p>2 漁ろう設備及び漁具の安全な使用方法に関すること</p>	② ③	.3 安全な作業の実施を遵守できること	安全な作業の実施を遵守できること	<p>常に忠実に完全作業を実施することの重要性</p> <p>船内の潜在的な危険に対して有用な安全と防護装置</p> <p>閉鎖区域に入る際に取るべき予防措置</p> <p>事故防止と職業上の健康に関する国際的対策の習熟</p> <p>・漁業界における安全を管理する法的要件の理解</p> <p>・健康及び安全上の危険の理解</p> <p>・特に操業中における漁船上でのリスクの認識</p> <p>・漁船の漁具の基本的な知識及びその安全な使用</p> <p>・次の事項が何であるかの理解:</p> <p>.1 危険</p> <p>.2 リスク</p> <p>・リスクアセスメント手順及びリスクを軽減する方法に関する基本的な知識</p>	<p>[2] 生存対策及び救命設備</p> <p>I 生存維持の概要</p> <p>3 操練及び訓練の重要性</p> <p>4 操練</p> <p>5 船上教育及び船上訓練</p>	
<p>第四号</p> <p>4 海洋汚染の防止に関すること</p>	④	.2 海洋環境の汚染防止のための予防措置がとれること	海洋環境の汚染防止のための予防措置がとれること	<p>海運が海洋環境に与える影響及び運航上の理由又は予期せずに起こる汚染が海洋環境に対して及ぼす結果に関する基礎知識</p> <p>基本的な環境保護のための手順</p> <p>海洋環境の複雑性及び多様性に関する基礎知識</p>		

別表第4の2 (安全社会訓練 (漁ろう))

<p>第五号 一 漁具及び魚の梱包材の排出による海洋の汚染を防止するための措置に関する事</p>	<p>⑤</p>			<p>遺棄、紛失又はその他の方法で廃棄された漁具及び漁獲物の梱包材による汚染を防止するために取るべき措置及び認識</p> <p>漁具及び漁獲物の梱包材の正しい処分方法に関する基本的な知識</p> <p>プラスチック廃棄物が海洋環境に与える影響に関する知識</p> <p>海洋プラスチックごみ問題の規模並びに遺棄、紛失又はその他の方法で廃棄された漁具 (ALDFG)の問題を含め、海事セクターが当該問題にどのように取り組んでいるかの理解</p>	
<p>第四号 5 船員の疲労の軽減に関する事。</p>	<p>⑥</p>	<p>.6 疲労防止を理解し必要な措置を取ること</p>	<p>疲労防止を理解し必要な措置を取ること</p>	<p>必要な休息を確保することの重要性</p> <p>睡眠、スケジュール及び24時間周期の体内リズムが疲労に対してもつ効果</p> <p>物理的なストレス因子が船員に与える影響</p> <p>スケジュール変更が船員の疲労に与える影響</p>	
<p>第四号 6 船内における効果的なコミュニケーションに関する事。</p>	<p>⑦</p>	<p>.4 船内の効果的なコミュニケーションに貢献すること</p>	<p>船内の効果的なコミュニケーションに貢献すること</p>	<p>船内における個人間及びチーム間の効果的なコミュニケーションについての原則及びそれらを妨げる障壁についての理解</p> <p>効果的なコミュニケーションを確立、維持する能力</p>	
	<p>⑧</p>	<p>.5 船内の良好な人間関係に貢献すること</p>	<p>船内の良好な人間関係に貢献すること</p>	<p>船内における良好な人間関係及び作業環境の維持の重要性</p> <p>争いごとの解決を含む共同作業の基本的な原則及び慣行</p> <p>社会的責任 雇用状態(船上での雇用又は従業の条件) 個人の権利と義務 薬物及びアルコールの乱用の危険</p>	

注)いずれも、個社特有の事項を補足すること。

(第一号書式)

交付年月日

Issued on dd / mm / yyyy

基本訓練修了証

(改正 STCW 条約附属書第VI/1規則に基づく基本訓練修了証)

Certificate of proficiency for basic training

in accordance with regulation VI/1 of the Annex to the STCW Convention, as amended

氏名(旧姓) Name (former surname) of the holder of the certificate :

.....
生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy

本籍地の都道府県(日本人に限る)及び国籍 Nationality :.....

上記の者は、改正された 1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第 VI/1 規則(決議 MSC. 560(108)による改正を含む。)に基づき、能力の実地証明を除き、基本訓練を修了したことを証明する。

This is to certify that the person mentioned above has been completed the basic training, except for practical demonstration of competence, in accordance with regulation VI/1 of the Annex to the STCW Convention, as amended including amendments adopted by resolution MSC.560(108).

船舶所有者の住所及び氏名又は名称 Address and name of the shipowner :

住所 Address :.....

氏名又は名称(印) Name (seal) :
.....

この証明書は、日本国政府により承認されているものである。

This certificate is approved by Japanese Government.

(第一号の二書式)

交付年月日

Issued on dd / mm / yyyy

基本訓練修了証

(改正 STCW-F 条約附属書第三／1規則に基づく基本訓練修了証)

Certificate of proficiency for basic training

in accordance with regulation III/1 of the Annex to the STCW-F Convention, as amended

氏名(旧姓) Name (former surname) of the holder of the certificate :

.....
生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy

本籍地の都道府県(日本人に限る)及び国籍 Nationality :

上記の者は、改正された 1995 年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第三／1規則に基づき、能力の実地証明を除き、基本訓練を修了したことを証明する。

This is to certify that the person mentioned above has been completed the basic training, except for practical demonstration of competence, in accordance with regulation III/1 of the Annex to the STCW-F Convention, as amended.

船舶所有者の住所及び氏名又は名称 Address and name of shipowner :

住所 Address :

氏名又は名称(印) Name (seal) :
.....

この証明書は、日本国政府により承認されているものである。

This certificate is approved by Japanese Government.

(第二号書式)

交付年月日

Issued on dd / mm / yyyy

基本訓練修了証

(改正 STCW 条約附属書第VI/1規則に基づく基本訓練修了証)

(「基本応急措置」及び「個々の安全及び社会的責任」関係)

Certificate of proficiency for basic training

in accordance with regulation VI/1 of the Annex to the STCW Convention, as amended

(in relation to tables A-IV/1-3 and A-IV/1-4 of the STCW Code)

氏名(旧姓) Name (former surname) of the holder of the certificate :

.....
生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy

本籍地の都道府県(日本人に限る)及び国籍 Nationality :

上記の者は、改正された 1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第 VI/1 規則(決議 MSC. 560(108)による改正を含む。)に基づき、「基本応急措置」及び「個々の安全及び社会的責任」に係る基本訓練を修了したことを証明する。

This is to certify that the person mentioned above has been completed the basic training, in relation to tables A-IV/1-3 and A-IV/1-4 of the STCW Code, in accordance with regulation VI/1 of the STCW Convention, as amended including requirements adopted by the resolution MSC.560(108).

船舶所有者の住所及び氏名又は名称 Address and name of shipowner :

住所 Address :

氏名又は名称(印) Name (seal) :

この証明書は、日本国政府により承認されているものである。

This certificate is approved by Japanese Government.

(第二号の二書式)

交付年月日

Issued on dd / mm / yyyy

基本訓練修了証

(改正 STCW-F 条約附属書第三／1規則に基づく基本訓練修了証)

(「基本応急措置」及び「個々の安全及び社会的責任」関係)

Certificate of proficiency for basic training

in accordance with regulation III/1 of the STCW-F Convention, as amended

(in relation to tables A-III/1-3 and A-III/1-4 of the STCW-F Code)

氏名(旧姓) Name (former surname) of the holder of the certificate :

.....
生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy

本籍地の都道府県(日本人に限る)及び国籍 Nationality :

上記の者は、改正された 1995 年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第三／1規則に基づき、「基本応急措置」及び「個々の安全及び社会的責任」に係る基本訓練を修了したことを証明する。

This is to certify that the person mentioned above has been completed the basic training, in relation to tables A-III/1-3 and A-III/1-4 of the STCW-F Code, in accordance with regulation III/1 of STCW Convention, as amended.

船舶所有者の住所及び氏名又は名称 Address and name of shipowner :

住所 Address :

氏名又は名称(印) Name (seal) :
.....

この証明書は、日本国政府により承認されているものである。

This certificate is approved by Japanese Government.

(第三号書式)

交付年月日

Issued on dd / mm / yyyy

有効期限

Valid until dd / mm / yyyy

基本訓練修了証

(改正 STCW 条約附属書第VI/1規則に基づく基本訓練修了証)

Certificate of proficiency for basic training

in accordance with regulation VI/1 of the Annex to the STCW Convention, as amended

氏名(旧姓) Name (former surname) of the holder of the certificate :

.....
生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy

本籍地の都道府県(日本人に限る)及び国籍 Nationality :.....

上記の者は、改正された 1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第 VI/1 規則(決議 MSC. 560(108)による改正を含む。)に基づき、基本訓練を修了したことを証明する。

This is to certify that the person mentioned above has been completed the basic training in accordance with regulation VI/1 of the Annex to the STCW Convention, as amended including amendments adopted by resolution MSC.560(108).

船舶所有者の住所及び氏名又は名称 Address and name of the shipowner :

住所 Address :.....

氏名又は名称(印) Name (seal) :
.....

この証明書は、日本国政府により承認されているものである。

This certificate is approved by Japanese Government.

(第三号の二書式)

交付年月日

Issued on dd / mm / yyyy

有効期限

Valid until dd / mm / yyyy

基本訓練修了証

(改正 STCW-F 条約附属書第Ⅲ／1規則に基づく基本訓練修了証)

Certificate of proficiency for basic training

in accordance with regulation III/1 of the Annex to the STCW-F Convention, as amended

氏名(旧姓) Name (former surname) of the holder of the certificate :

.....
生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy

本籍地の都道府県(日本人に限る)及び国籍 Nationality :

上記の者は、改正された1995年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第Ⅲ／1規則に基づき、基本訓練を修了したことを証明する。

This is to certify that the person mentioned above has been completed the basic training in accordance with regulation III/1 of the Annex to the STCW-F Convention, as amended.

船舶所有者の住所及び氏名又は名称 Address and name of shipowner :

住所 Address :

氏名又は名称(印) Name (seal) :
.....

この証明書は、日本国政府により承認されているものである。

This certificate is approved by Japanese Government.

(第四号書式)

交付年月日

Issued on dd / mm / yyyy

有効期限

Valid until dd / mm / yyyy

生存講習(再講習)修了証明書

〔 改正 STCW コード又は改正 STCW-F コードの規定に基づく
個々の生存技術に関する能力維持の証明書 〕

Certificate for maintaining of competence regarding personal survival techniques
in accordance with the provisions of the STCW Code or the STCW-F Code, as amended

氏名(旧姓) Name (former surname) of the holder of the certificate :

生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy

本籍地の都道府県(日本人に限る)及び国籍 Nationality :

上記の者は、改正された 1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直に関するコード A-VI
／1 節の 3 又は改正された 1995 年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直に関するコード A-
III／1 節の 2 に基づき、生存技術に関する能力を維持していることを証明する。

This is to certify that the person mentioned above has been maintained competence
regarding personal survival techniques, in accordance with paragraph 3 of section A-VI/1 of
the STCW Code, as amended, or the paragraph 2 of section A-III/1 of STCW-F Code, as
amended.

備考

例:以下に掲げる事項は、乗り組む船舶への設備搭載義務がないこと等を踏まえ、座学/視聴
覚教材のみの学習としている。

・設備(イマーシヨンスーツ) — 訓練事項詳細(生存:イマーシヨンスーツの着用と使用)

登録講習機関の住所及び名称 Address and name of the registered training institute:

住所 Address :

氏名又は名称(印) Name (seal) :

この証明書は、日本国政府により承認されているものである。

This certificate is approved by Japanese Government.

(第五号書式)

交付年月日

Issued on dd / mm / yyyy

有効期限

Valid until dd / mm / yyyy

消火講習(再講習)修了証明書

〔 改正 STCW コード又は改正 STCW-F コードに基づく
防火及び消火に関する能力維持の証明書 〕

Certificate for maintaining of competence regarding fire prevention and fire fighting
in accordance with the provisions of the STCW Code or the STCW-F Code, as amended

氏名(旧姓) Name (former surname) of the holder of the certificate :

生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy

本籍地の都道府県(日本人に限る)及び国籍 Nationality :

上記の者は、改正された 1978 年の船員の訓練及び資格証明並びに当直に関するコード A-VI
/1 節の 3 又は改正された 1995 年の漁船員の訓練及び資格証明並びに当直に関するコード A-
III /1 節の 2 に基づき、防火及び消火に関する能力を維持していることを証明する。

This is to certify that the person mentioned above has been maintained competence in fire
prevention and fire fighting in accordance with paragraph 3 of section A-VI/1 of the STCW
Code, as amended, or paragraph 2 of section A-III/1 of the STCW-F Code, as amended.

備考

例: 以下に掲げる事項は、乗り組む船舶への設備搭載義務がないこと等を踏まえ、座学/視聴
覚教材のみの学習としている。

- ・設備(呼吸具)—訓練事項詳細(消火:呼吸具装着消火、呼吸具装着救助)
- ・設備(アプリケーション)—訓練事項詳細(消火:大規模消火のうちアプリケーションの使用)

登録講習機関の住所及び名称 Address and name of the registered training institute:

住所 Address :

氏名又は名称(印) Name (seal) :

この証明書は、日本国政府により承認されているものである。

This certificate is approved by Japanese Government.

(第六号書式)

交付年月日

Issued on dd / mm / yyyy

改正STCW条約附属書第VI/1規則に基づく基本訓練修了証

Certificate of proficiency for basic training in accordance with regulation VI/1 of
the Annex to the STCW Convention, as amended

氏名(旧姓) Name (former surname) of the holder of the certificate :

.....
生年月日 Date of birth of the holder of the certificate : dd / mm / yyyy

本籍地の都道府県(日本人に限る)及び国籍 Nationality :

上記の者は、改正された1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第 VI/1規則に基づいて、能力の実地証明を除き、基本訓練を修了したことを証明する。

This is to certify that the person mentioned above has been completed the basic training, except for practical demonstration of competence, in accordance with regulation VI/1 of the Annex to the STCW Convention, as amended.

船舶所有者の住所及び氏名又は名称 Address and name of the shipowner :

住所 Address :

氏名又は名称(印) Name (seal) :

この証明書は、日本国政府により承認されているものである。

This certificate is approved by Japanese Government.

基本訓練記録簿

別記様式1

番号	氏名	基本訓練の内容	実施年月日	訓練機関又は自社	実施場所	基本訓練修了証 交付年月日	備考
1							

(注)

1. 当該者の記録は、訓練修了の日から5年保存すること。
2. 本記録簿は、上記記載の基本訓練修了証の写しとともに保存すること。
3. 一つの訓練を複数の機関等で実施した場合は、行を分割し、それぞれについて記載することとし、備考欄に、各機関等で実施した各科目の番号等を記載すること。（「海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の実施について」（令和8年1月13日付け国海員第323号）別表の訓練事項詳細の番号等）
4. 記録の内容に変更（例えば、5年毎の生存訓練及び消火訓練を修了した場合等）があった場合には、変更後の内容を上書きすること。
5. 退職、転籍出向、陸上勤務への異動等により自社での基本訓練の実施対象ではなくなった者については、備考欄に対象ではなくなった日及びその事由（例えば、「2025/5/1退職」）を記載する。

基本訓練記録簿

記載例

別記様式1

番号	氏名	基本訓練の内容	実施年月日	訓練機関又は自社	実施場所	基本訓練修了証 交付年月日	備考
1	□□□	生存訓練	2025/3/1	自社	千代田区	2025/3/29	2025/5/1退職
		消火訓練	2025/3/1	自社	千代田区		
		応急訓練	2025/3/28	〇〇センター	千代田区		
		安全社会訓練	2025/3/28	〇〇センター	千代田区		訓練事項①～③、⑦(ハラスメント)
		安全社会訓練	2025/3/29	自社	〇〇丸		

(注)

1. 当該者の記録は、訓練修了の日から5年保存すること。
2. 本記録簿は、上記記載の基本訓練修了証の写しとともに保存すること。
3. 一つの訓練を複数の機関等で実施した場合は、行を分割し、それぞれについて記載することとし、備考欄に、各機関等で実施した各科目の番号等を記載すること。(「海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の実施について」(令和8年1月13日付け国海員第323号)別表の訓練事項詳細の番号等)
4. 記録の内容に変更(例えば、5年毎の生存訓練及び消火訓練を修了した場合等)があった場合には、変更後の内容を上書きすること。
5. 退職、転籍出向、陸上勤務への異動等により自社での基本訓練の実施対象ではなくなった者については、備考欄に対象ではなくなった日及びその事由(例えば、「2025/5/1退職」)を記載する。

基本訓練記録簿

記載例(漁ろうに従事する船舶)

別記様式1

番号	氏名	基本訓練の内容	実施年月日	訓練機関又は自社	実施場所	基本訓練修了証 交付年月日	備考
1	□□□	生存訓練	2025/3/1	自社	千代田区	2025/3/29	2025/5/1退職
		消火訓練	2025/3/1	自社	千代田区		
		応急訓練	2025/3/28	自社	千代田区		
		安全社会訓練	2025/3/28	〇〇センター	千代田区		訓練事項①②④
		安全社会訓練(漁ろう)	2025/3/29	自社	〇〇丸		

(注)

1. 当該者の記録は、訓練修了の日から5年保存すること。
2. 本記録簿は、上記記載の基本訓練修了証の写しとともに保存すること。
3. 一つの訓練を複数の機関等で実施した場合は、行を分割し、それぞれについて記載することとし、備考欄に、各機関等で実施した各科目の番号等を記載すること。(「海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の実施について」(令和8年1月13日付け国海員第323号)別表の訓練事項詳細の番号等)
4. 記録の内容に変更(例えば、5年毎の生存訓練及び消火訓練を修了した場合等)があった場合には、変更後の内容を上書きすること。
5. 退職、転籍出向、陸上勤務への異動等により自社での基本訓練の実施対象ではなくなった者については、備考欄に対象ではなくなった日及びその事由(例えば、「2025/5/1退職」)を記載する。

基本訓練・実技講習記録簿

別記様式2

番号	氏名	訓練の内容	実施年月日	訓練機関又は自社	実施場所	基本訓練修了証 交付年月日	生存/消火講習修了証	生存/消火講習修了証	備考
							交付年月日	の有効期間	
1									
2									
3									
4									
5									

(注)

1. 当該者の記録は、訓練修了の日から5年保存すること。
2. 本記録簿は、上記記載の基本訓練修了証の写し及び生存/消火講習修了証の写しとともに保存すること。
3. 一つの訓練を複数の登録実技講習機関等で実施した場合は、行を分割し、それぞれについて記載することとし、備考欄に、各登録実技講習機関等で実施した各科目の番号等を記載すること。(「海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の実施について」(令和8年1月13日付け国海員第323号。以下「通達」という。)別表の訓練事項詳細の番号等)
4. 記録の内容に変更(例えば、5年毎の生存講習及び消火講習を修了した場合等)があった場合には、変更後の内容を上書きすること。
5. 退職、転籍出向、陸上勤務への異動等により自社での基本訓練及び実技講習の実施対象ではなくなった者については、備考欄に対象ではなくなった日及びその事由(例えば、「2025/5/1退職」)を記載すること。
6. 次に該当する者については、備考欄に次の「 」とおり記載すること。
 - ① 法第81条の3第4項第一号(施行日前に実技講習に相当する訓練を受講している場合を含む)、第二号又は第三号に該当する者 ⇒「実技講習受講」「免許講習受講」「締約国証明受有」
 - ② 通達7(3)の登録消防講習を修了している者 ⇒「消防講習受講」
 - ③ 通達7(1)により実技講習の一部を視聴覚教材により受講した者 ⇒「一部視聴覚教材代替」
 - ④ 通達8の一定の期間中の取扱いによる者⇒「期限:○○年○月○日」

基本訓練・実技講習記録簿

記載例

別記様式2

番号	氏名	訓練の内容	実施年月日	訓練機関又は自社	実施場所	基本訓練修了証 交付年月日	生存/消火講習修了証	生存/消火講習修了証	備考
							交付年月日	の有効期間	
1	〇〇〇	生存訓練	2025/3/1	〇〇機構	横須賀市	-	2025/3/2	2030/3/1	一部視聴覚教材代替
		消火訓練	2025/3/2	〇〇機構	横須賀市	-	2025/3/2	2030/3/1	
		応急訓練	2025/3/28	〇〇センター	千代田区	2025/3/29	-	-	訓練事項①～③、⑦(ハラスメント)
		安全社会訓練	2025/3/28	〇〇センター	千代田区				
		安全社会訓練	2025/3/29	自社	〇〇丸				
2	△△	生存訓練	-	-	-	2024/5/3	2024/5/3	2029/5/2	実技講習受講
		消火訓練	-	-	-	2024/5/3	2024/5/3	2029/5/2	実技講習受講
		応急訓練	2025/2/15	自社	〇〇丸	2025/2/15	-	-	
		安全社会訓練	2025/2/15	自社	〇〇丸				
3	〇〇	生存訓練	-	-	-	-	2024/5/3	2029/5/2	免許講習受講
		消火訓練	-	-	-	-	2024/5/3	2029/5/2	免許講習受講
		応急訓練	2025/2/15	自社	〇〇丸	2025/2/15	-	-	
		安全社会訓練	2025/2/15	自社	〇〇丸				
4	●●	生存訓練	2025/3/29	自社	〇〇丸	2025/3/29	-	-	期限:2030/3/1
		消火訓練	2025/3/29	自社	〇〇丸		-	-	期限:2030/3/1
		応急訓練	2025/3/29	自社	〇〇丸		-	-	
		安全社会訓練	2025/3/29	自社	〇〇丸		-	-	
5	□□□	生存訓練	2025/3/28	自社	千代田区	2025/3/29	-	-	2025/5/1退職
		消火訓練	2025/3/28	自社	千代田区		-	-	
		応急訓練	2025/3/28	自社	千代田区		-	-	
		安全社会訓練	2025/3/29	自社	〇〇丸		-	-	

(注)

- 当該者の記録は、訓練修了の日から5年保存すること。
- 本記録簿は、上記記載の基本訓練修了証の写し及び生存/消火講習修了証の写しとともに保存すること。
- 一つの訓練を複数の登録実技講習機関等で実施した場合は、行を分割し、それぞれについて記載することとし、備考欄に、各登録実技講習機関等で実施した各科目の番号等を記載すること。(「海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の実施について」(令和8年1月13日付け国海員第323号。以下「通達」という。)別表の訓練事項詳細の番号等)
- 記録の内容に変更(例えば、5年毎の生存講習及び消火講習を修了した場合等)があった場合には、変更後の内容を上書きすること。
- 退職、転籍出向、陸上勤務への異動等により自社での基本訓練及び実技講習の実施対象ではなくなった者については、備考欄に対象ではなくなった日及びその事由(例えば、「2025/5/1退職」)を記載すること。
- 次に該当する者については、備考欄に次の「」とおり記載すること。
 - 法第81条の3第4項第一号(施行日前に実技講習に相当する訓練を受講している場合を含む)、第二号又は第三号に該当する者 ⇒「実技講習受講」「免許講習受講」「締約国証明受有」
 - 通達7(3)の登録消防講習を修了している者 ⇒「消防講習受講」
 - 通達7(1)により実技講習の一部を視聴覚教材により受講した者 ⇒「一部視聴覚教材代替」
 - 通達8の一定の期間中の取扱いによる者 ⇒「期限:〇〇年〇月〇日」

基本訓練・実技講習記録簿

記載例(漁ろうに従事する船舶)

別記様式2

番号	氏名	訓練の内容	実施年月日	訓練機関又は自社	実施場所	基本訓練修了証 交付年月日	生存/消火講習修了証	生存/消火講習修了証	備考
							交付年月日	の有効期間	
1	〇〇〇	生存訓練	2025/3/1	〇〇機構	横須賀市	2025/3/2	2025/3/2	2030/3/1	一部視聴覚教材代替
		消火訓練	2025/3/2	〇〇機構	横須賀市	2025/3/2	2025/3/2	2030/3/1	
		応急訓練	2025/3/28	自社	千代田区	2025/3/29	-	-	訓練事項①②④
		安全社会訓練	2025/3/28	〇〇センター	千代田区				
		安全社会訓練(漁ろう)	2025/3/29	自社	〇〇丸				
2	△△	生存訓練	-	-	-	2024/5/3	2024/5/3	2029/5/2	実技講習受講
		消火訓練	-	-	-	2024/5/3	2024/5/3	2029/5/2	実技講習受講
		応急訓練	2025/3/29	自社	〇〇丸	2025/3/29	-	-	
		安全社会訓練	2025/3/29	自社	〇〇丸				
2	△△	生存訓練	-	-	-	-	2024/5/3	2029/5/2	免許講習受講
		消火訓練	-	-	-	-	2024/5/3	2029/5/2	免許講習受講
		応急訓練	2025/2/15	自社	〇〇丸	2025/2/15	-	-	
		安全社会訓練	2025/2/15	自社	〇〇丸				
4	●●	生存訓練	2025/3/29	自社	〇〇丸	2025/3/29	-	-	期限:2030/3/1
		消火訓練	2025/3/29	自社	〇〇丸		-	-	期限:2030/3/1
		応急訓練	2025/3/29	自社	〇〇丸		-	-	
		安全社会訓練	2025/3/29	自社	〇〇丸		-	-	
3	□□□	生存訓練	2025/3/28	自社	千代田区	2025/3/29	-	-	2025/5/1退職
		消火訓練	2025/3/28	自社	千代田区		-	-	
		応急訓練	2025/3/28	自社	千代田区		-	-	
		安全社会訓練	2025/3/29	自社	〇〇丸		-	-	

(注)

- 当該者の記録は、訓練修了の日から5年保存すること。
- 本記録簿は、上記記載の基本訓練修了証の写し及び生存/消火講習修了証の写しとともに保存すること。
- 一つの訓練を複数の登録実技講習機関等で実施した場合は、行を分割し、それぞれについて記載することとし、備考欄に、各登録実技講習機関等で実施した各科目の番号等を記載すること。(「海上労働の安全及び衛生を確保するための基本訓練及び実技講習の実施について」(令和8年1月13日付け国海員第323号。以下「通達」という。))別表の訓練事項詳細の番号等)
- 記録の内容に変更(例えば、5年毎の生存講習及び消火講習を修了した場合等)があった場合には、変更後の内容を上書きすること。
- 退職、転籍出向、陸上勤務への異動等により自社での基本訓練及び実技講習の実施対象ではなくなった者については、備考欄に対象ではなくなった日及びその事由(例えば、「2025/5/1退職」)を記載すること。
- 次に該当する者については、備考欄に次の「」とおり記載すること。
 - 法第81条の3第4項第一号(施行日前に実技講習に相当する訓練を受講している場合を含む)、第二号又は第三号に該当する者 ⇒「実技講習受講」「免許講習受講」「締約国証明受有」
 - 通達7(3)の登録消防講習を修了している者 ⇒「消防講習受講」
 - 通達7(1)により実技講習の一部を視聴覚教材により受講した者 ⇒「一部視聴覚教材代替」
 - 通達8の一定の期間中の取扱いによる者 ⇒「期限:〇〇年〇月〇日」

実技講習修了証明書交付記録簿

別記様式3

交付年月日	講習内容	有効期限	氏名	生年月日	備考

交付年月日	講習内容	有効期限	氏名	生年月日	備考
2026/3/14	生存	2031/3/13	国土 太郎	1990/2/14	修了証番号第18号 一部視聴覚教材による代替
2026/3/14	消火	2031/3/13	国土 太郎	1990/2/14	修了証番号第18号 一部視聴覚教材による代替

生存訓練及び消火訓練の確認／実施心得

1. 全般・危機管理

登録実技講習機関は、QMS に基づく品質管理体制の下で、実習計画（教育指導要領及び訓練実施要領（手順書））を作成すること。また、講師についても、QMS に基づく品質管理体制の下で、継続的な技量向上に努めること。

実習計画の企画立案に当たっては、訓練施設に応じて、リスク評価(risk assess)又はハザード分析(hazard analysis)を実施し、訓練実施中の事故リスクの低減を図ること。

訓練中の各種事故発生を想定し、各種の緊急事態用の資機材（AED、救急救命用品、バックボード、レスキューチューブの類（個々の生存技術）、予備の消火設備（消火）等々）を用意しておくこと。また、講師は、定期的に非常事態のシナリオを想定した訓練を行い、手順に習熟しておくこと。登録実技講習機関（本部）の責任部署や関係官公署（地元の警察署、消防署等）も含めた緊急連絡体制を構築しておくこと。外部の施設を借用して訓練を行う場合は、当該施設の安全管理担当者との責任分担や緊急時対応について整理しておくこと。

消火訓練に際しては、必要に応じ、地域の火災予防条例等に基づき、最寄りの消防署に「火災と紛らわしい行為」の事前届出をしておくこと。周辺環境に配慮し、消火剤や煙の実地訓練施設外への飛散防止に努めるとともに、廃液処理にも注意すること。

地震、津波、台風等の天災を想定し、毎回の講習に先立って、避難場所、避難経路、誘導の方法等について、受講者に説明すること。

安全な訓練の実施のためには講師陣のチームワークが重要であり、トライアル等を通じて講師間での意思疎通を図っておくとともに、毎回、事前のブリーフィング及び事後のデブリーフィングを行い、訓練内容の向上を図ること。日ごろから最新の水難救助法や消火技術の知識・技能の習得に努めること。

その他、各種関連法規を確認のうえ、コンプライアンスの確保に努めること。

2. 訓練場所・資機材等

訓練場所の選定に関しては、各訓練事項が確実かつ安全に行えるかどうか、トライアルを行って十分に確認すること。また、受講生及び講師の安全衛生上、適切な環境（暑さ・寒さ対策等）を確保すること。

訓練で用いる救命設備・消火設備は、原則として SOLAS 条約の各種要件に準拠したものをを用いること。

3. 各種訓練事項に関する注意点

(1) 生存訓練

訓練事項詳細 (条約における科目・能力の証明方法)	注意すべき点
.1 救命胴衣の着用	1分以内に着用できることを目標に、着用を指導すること。笛・胴衣灯等の付属物は、着水時の事故リスクになることに注意すること。
.2 イマーシヨンスーツの着用と使用	2分以内に着用できることを目標に、着用を指導すること。水中への飛び込み前には、スーツ内の空気抜きの重要性を説明したうえで、十分に行わせること。着用したまま長時間活動することは、受講者の体力消耗につながることに注意し、迅速に訓練項目を実施させること。
.3 高所から海中への安全な飛び込み	プールの水深を踏まえつつ、受講者の飛び込み時及び飛び込み後の浮上時に、受講者の頭部等がプールの側面や飛び込み台に当たらないよう留意すること。特にイマーシヨンスーツを着用しての飛び込みに際しては、スーツの種類によっては、又は飛び込み前のスーツ内の空気抜きが不十分だった場合には、飛び込み後に反動で大きく浮上する恐れがあることに注意すること。また、飛び込む場所のプールの水深は、飛び込み時に受講者が底に当たらないよう留意すること。飛び込み時に想定される様々なリスク（プールの壁・底への衝突（最悪の場合は頸椎損傷）、冷水ショック、溺れやパニック、等々）に対応するため、必要に応じ安全監視員（潜水士の資格を持っていることが望ましい）を、飛び込み箇所の近傍（飛び込み台の直下で、受講者の着水の邪魔にならない場所）に配置すること。飛び込み姿勢としては、着水時の水面からの衝撃を最小化するよう、また、着水の衝撃で受講者が股関節を痛めないよう、両足を交差させるとともに、真っ直ぐの姿勢で着水できるよう、事前に陸上で十分に練習させること。
.4 救命胴衣着用時の反転した救命いかだの復正	使用するいかだの種類・大きさに関わらず、正しい手順・姿勢での復正を行わせることを目的とする。いかだに付属するボンベ・安定水嚢は、復正時の事故リスクであることに注意すること。

<p>訓練事項詳細 (条約における科目・能力の証明方法)</p>	<p>注意すべき点</p>
	<p>復正時に想定される様々なリスク（復正装置に絡まる、冷水ショック、溺れやパニック、等々）に対応するため、緊急時にいかだを即座に持ち上げて受講者を救出できるように、いかだの周囲に複数の安全監視員を配置すること。</p>
<p>.5 救命胴衣を着用して泳ぐこと</p>	<p>受講者一人での泳ぎに加えて、集団での移動も行わせること。</p>
<p>.6 救命胴衣を着用しないで浮いていること</p>	<p>「背浮き」を基本とし、受講者の体型等に応じて伏し浮きも教えるなど適切な姿勢を取らせ、一定時間、浮いた状態を維持させることを目的とする。受講者の中には浮きづらい人もいるので、十分な数の安全監視員を配置し、受講者の溺れに十分注意すること。</p>
<p>.7 救命胴衣を着用して船舶及び水中から救命艇及び救命いかだに乗込むこと</p>	<p>救命胴衣着用時は体を動かしにくく、足下の確認もしにくいため注意を要することを受講者に事前説明するとともに、講師及び安全監視員はそのことに注意して受講者の安全を確保すること。</p> <p>救命胴衣を適切に着用できていない場合、救命胴衣の紐が緩んで救命胴衣が動いたり、紐がほどけて引っかかったりすることがある。講師及び安全監視員は、受講者の救命胴衣の着用状況を訓練開始から終了まで継続して確認し、着用状況に不備が生じた場合は訓練を一時中断し、受講生自身に適切に着用させること。適切な着用を確認できるまでは訓練を再開しないこと。</p>
<p>.8 生存の可能性を高めるために救命艇／救命いかだの上で初期行動を行うこと。</p>	<p>講師はあらかじめ行動指導書や艀装品取扱説明書等を熟読し、生存に必要な初期行動の内容を簡潔明瞭に説明できるようにしておくとともに、艀装品全ての使用目的と使用方法を説明し、時間の許す限り、受講者に使用させる等の体験させるよう工夫すること。</p>
<p>.9 シーアンカーの使用</p>	<p>講師は、時間の許す限り、受講者に使用させる等の体</p>

<p>訓練事項詳細 (条約における科目・能力の証明方法)</p>	<p>注意すべき点</p>
	<p>験をさせるよう工夫すること。</p>
<p>.10 無線装置を含む位置を知らせる装置の操作</p>	<p>EPIRB は、訓練用のものを使用し、実際に遭難信号が出ないように注意すること。</p>

(2) 消火訓練

訓練事項詳細 (条約における科目・能力の証明方法)	注意すべき点
.1 各種持運び式消火器の使用	<p>船内で一般的に用いられている持運び式消火器としては、粉末消火器、二酸化炭素消火器、泡消火器の三種類であることから、これら三種類すべての特性（消火に適した火災の種類と消火可能面積、操作手順及び使用上の注意、放射到達距離、放射持続時間）を受講者に理解させた上で、実際の火災（A 火災及び B 火災）を対象に、適切な消火活動を行わせることを目的とする。</p> <p>各受講者は、これら三種類すべての消火器を扱わせることとし、①火災の発見・周知、②消火器を確保し、安全栓を抜く、③放射、④火元に接近して消火、⑤鎮火確認、⑥再発火のおそれがあることに注意しつつ安全な場所まで後退、という一連の流れを確実に実施させること。（消火対象とする火元は、下記3を参照。）</p> <p>二酸化炭素消火器の屋内での使用は、急性二酸化炭素中毒の恐れがあることに注意すること。やむを得ず屋内で使用しなければならない場合には換気に十分配慮し、二酸化炭素が高濃度にならないようにすること。</p> <p>（労働安全衛生法による事務所衛生基準規則では、濃度5000ppm以下）</p>
.2 自蔵式呼吸具の使用	<p>空気使用量は、受講者の体格・肺活量や呼吸具装着時の活動内容によって異なってくることを受講者に理解させるとともに、本訓練中の各種活動（消火活動、救助活動）を通じて、各受講者の空気使用量を計測させること。</p> <p>受講者に空気ポンベの交換をさせる場合には、素手での作業は避けること。</p>
.3 小規模火災の消火（例えば、電気火災、油火災、プロパン火災）	<p>A 火災の場合、自らの火災により炎が飛散しないように注意し、木材等が望ましく、布・紙類は避けること。なお、A 火災の特性から完全な鎮火は時間を要することに注意すること。</p> <p>B 火災の場合、燃料は灯油を基本とした上で、着火を容易にするためにガソリンを少量混ぜてもよいが、その取り扱いには十分注意すること。</p>
.4 大規模火災の水によ	「大規模火災」とは、「持運び式消火器による初期鎮火

<p>訓練事項詳細 (条約における科目・能力の証明方法)</p>	<p>注意すべき点</p>
<p>る噴射及び噴射ノズルを用いた消火</p>	<p>(初期消火)が失敗して、さらに火災が大きくなっている段階の火災」であるが、訓練では火災が背丈近く～天井まで炎上している程度の規模の火災とすること。 射水消火は、2条(以上)のホース及び可変ノズル・アプリケーションノズルを用いて、水噴霧(フルフォグ)による「守り」(火炎や輻射熱を防御・制御し、消火隊を火炎から守り、延焼を防ぐべき対象物を守るとともに、水による冷却効果により再延焼を防ぐ)と、パワーコーンによる「攻め」(火炎を抑え込む)を戦略的に組み合わせて消火活動を行わせることを目的とする。 また、実際の消火活動に先立ち、ホースハンドリングとして、各ポジション(ノズルマン、サブノズルマン、ホースマン、タグラインマン)の役割を認識させた上で、消火指揮者の各種命令(「ホース前(後ろ)へ!」「ホース右(左)へ!」「ノズル右(左)へ!」等々)に対応して消火隊が一体となって移動・活動できるよう、ホースの持ち方・さばき方、ステップについても十分に習熟させること。</p>
<p>.5 泡, 粉末又は他の適切な化学薬剤による消火</p>	<p>(上記.1 及び#3 を参照。)</p>
<p>.6 高発泡率の泡が注入された区域への呼吸具を装着することなく命綱だけの進入及び通過</p>	<p>想定として、固定式泡消火器等の大量の泡消火薬剤による消火活動が行われた後に、その区域に進入し、安全確認や行方不明者の捜索等を行うことを目的とする。 訓練場所には、可能であれば閉鎖された区域の中で、歩行に何らかの支障となるような障害物を置いた上で、大量の泡で床面を覆う状態を用意すること。受講者は、その中を、足先で障害物(又は行方不明者の有無)を探りながら、また、泡で滑らないよう、慎重に歩かせること。</p>
<p>.7 煙の充満した閉鎖区域における自蔵式呼吸具を装着しての消火活動</p>	<p>「視界制限状態での呼吸具を装着しての活動」としては、受講者2人がバディを組み、暗闇等でバディが離れ離れにならないようバディラインでつながった状態で活動させることを基本とする。講師は、バディラインや命綱が絡まって転倒等を起こさないよう、訓練中は常に注意を怠らないこと。</p>

<p>訓練事項詳細 (条約における科目・能力の証明方法)</p>	<p>注意すべき点</p>
	<p>受講者は、呼吸具の装着に加え、必要に応じてトーチや無線設備を持たせてもよい。無線設備による連絡方法は、命綱連絡に比べて、より具体的な交信が可能となる一方、呼吸具を装着した状態での無線設備を使用する際の注意点があることにも留意した上で、受講者に訓練を行わせること。</p> <p>命綱信号については、その結果（及び限界）に留意するとともに、信号の種類（綱を引く回数等）については消防救助操法（昭和 53 年消防庁告示第 4 号）等も参考にすること。</p>
<p>.8 炎及び大量の煙の充満した居住区又は模擬機関室内における霧状水又は他の適切な消火剤による消火</p>	<p>（射水消火の方法については、上記.4 を参照。） （消火器による消火については、上記.1、.3 を参照。）</p>
<p>.9 霧放射器及び噴霧ノズル，乾燥化学薬品粉末又は泡放射器による油火災の消火</p>	<p>（射水消火の方法については、上記.4 を参照。） （粉末又は泡による消火については、上記.1 を参照。）</p>
<p>.10 煙の充満した区域において呼吸具を装着しての救助の実施</p>	<p>救助活動としては、ダミー人形を用意し、受講者 2 名（バディ）による安全（二次災害防止のための呼吸具等安全保護具の適切な着用及び使用を含む。）かつ効果的な持ち上げ・搬出を行わせることを目的とする。この際、受講者には様々な体格・体力の者が来うることを想定し、無理のない範囲で訓練を行わせること。</p>